

論文委員会規程

2023年1月26日 制定

(総則)

第1条

本規程は、一般社団法人日本計算工学会（以下「本会」という。）の定款第3条に基づき、論文委員会（以下「委員会」という。）について定めるものである。

(目的)

第2条

委員会は、本会が発行する日本計算工学会論文集（以下「論文集」という。）の審査、発行を円滑に進めることを目的とする。

(組織と構成)

第3条

本委員会は、論文担当理事（2名）が委員長、副委員長を務め、10名程度の委員により構成される。委員長、副委員長は会長の指名による。委員は委員長の指名による。また、必要に応じて委員長は委員の中から幹事を指名する。委員は計算工学に関する分野を包括するように選び、各委員は担当とする主分野を持つものとする。

(職務)

第4条

本委員会はメールによる審議を主とし、必要が生じたときに委員長が招集する。

(論文集の審査および発行)

第5条

審査および発行の手順は以下のとおりとする。

- (1) 論文集の審査、発行は原則として論文投稿システムを用いて行う。
- (2) 委員長または副委員長は、論文投稿規程に沿って投稿された論文に対し、分野的に適当と思われる委員を担当編集委員として割り当てる。
- (3) 担当編集委員は論文編集内規に基づき採否を決定し、結果を委員長に報告する。委員長は、掲載可となった論文に対して、事務局を通じて掲載手続きおよび掲載費の請求を行う。

(報告)

第6条

委員長または副委員長は、理事会において、当該年度の掲載論文数、投稿数などの統計データおよび過年度との比較結果などを適宜報告し、論文集発行の活性化を図る。

(論文賞、論文奨励賞の選考)

第7条

論文賞選考において、委員は学会賞候補者選考委員会・論文部会の委員を兼務し、委員長が同部会の部会長を務める。選考は以下の手順のとおりとする。

- (1) 部会長は、学会賞として推薦のあった論文に対して、論文編集内規第6条（論文賞選考）に基づき選考を行う。
- (2) 順位付けされた論文賞および論文奨励賞の受賞候補者案をそれぞれ作成し、学会賞候補者選考委員会に報告する。

(改廃)

第8条

本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

2023年1月26日 制定

以上